

国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程

平成16年度九大就規第17号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 5月29日
(令和5年度九大就規第10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学パートタイム職員就業規則（平成16年度九大就規第7号。以下「パートタイム職員就業規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務するパートタイム職員（パートタイム職員就業規則第2条別表に定める職名のうち、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、スーパー・リサーチ・アシスタント及びDC共同研究員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 パートタイム職員の給与の種類は、日給、時間給及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当、救急勤務医確保手当、別府病院支援配置手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、パートタイム職員が特別な業務に従事した場合に一時金を支給することがある。

(給与の支給日)

第3条 前条に掲げる給与は、その月の分を翌月の21日（ただし、その日がパートタイム職員就業規則第9条第4項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日）に支給する。

(給与の支払)

第4条 給与は、その全額を通貨で直接パートタイム職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、パートタイム職員の指定するパートタイム職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(端数計算)

第5条 第11条第1項、第12条又は第13条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額、休日勤務手当の額又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日給又は時間給)

第7条 日給又は時間給は、パートタイム職員就業規則第2条別表に定める職名及び業務

内容に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 学術研究員及び特別教員 別表1に掲げる額
- (2) テクニカルスタッフ 別表2に掲げる額
- (3) 医員、医員（特殊勤務医）及び医員（診療従事医） 別表3に掲げる額
- (4) 事務補佐員及び技術補佐員 別表4に掲げる額
- (5) 技能補佐員及び臨時用務員 別表5に掲げる額
- (6) 労務作業員 別表6に掲げる額
- (7) 医療技術又は看護業務に従事する技術補佐員 国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第2条第1項に規定する技術職員（以下「医療職基本給表適用職員」という。）として採用した場合に受けることとなる基本給及び地域手当又は地域調整手当（以下「地域手当等」という。）の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額
$$\frac{(\text{基本給} + \text{地域手当等}) \times 12}{52 \times 38.75}$$
- (8) 非常勤講師 当該非常勤講師の業務内容に応じて、別表7に掲げる額（通勤手当）

第8条 通勤手当は、次に掲げるパートタイム職員（雇用期間が1月未満の者を除く。）に支給する。ただし、交通機関、有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム職員（第3号に掲げるパートタイム職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とするパートタイム職員（第3号に掲げるパートタイム職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げるパートタイム職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げるパートタイム職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2, 000円
ロ	5 km以上10 km未満	4, 200円
ハ	10 km以上15 km未満	7, 100円
ニ	15 km以上20 km未満	10, 000円
ホ	20 km以上25 km未満	12, 900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15, 800円
ト	30 km以上35 km未満	18, 700円
チ	35 km以上40 km未満	21, 600円
リ	40 km以上45 km未満	24, 400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26, 200円
ル	50 km以上55 km未満	28, 000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29, 800円
ワ	60 km以上	31, 600円

(3) 前項第3号に掲げるパートタイム職員 次に掲げるパートタイム職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上であるパートタイム職員 第1号及び前号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満であるパートタイム職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上であるパートタイム職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満であるパートタイム職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満であるパートタイム職員 前号に定める額

3 新たに通勤手当の要件を具備するに至ったパートタイム職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けているパートタイム職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 通勤手当の支給は、パートタイム職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

5 通勤手当を支給されているパートタイム職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

- 6 通勤手当を支給されているパートタイム職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 7 第3条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
- 8 通勤手当を支給されるパートタイム職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該パートタイム職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（特殊勤務手当）

第9条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事したパートタイム職員には、その勤務の実績及び特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表8に定める。

（救急勤務医確保手当）

第9条の2 医員のうち、病院救命救急センターにおいて診療業務に従事する者には、救急勤務医確保手当を支給する。

- 2 救急勤務医確保手当の月額は、50,000円とする。

（別府病院支援配置手当）

第9条の3 医員のうち、九州大学病院（九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）を除く。以下この条において同じ。）での勤務に引き続いて別府病院で勤務するもの（別府病院における採用の日の前日において九州大学病院に引き続き6月以上在職していた者に限る。）には、別府病院支援配置手当を支給する。

- 2 別府病院支援配置手当の月額は、15,000円とする。
- 3 別府病院支援配置手当は、別府病院における採用の日から3年を経過する日までの期間支給する。ただし、業務上の必要により3年を超えて別府病院に勤務する場合は、当該採用の日から5年を経過する日までの期間を限度に支給することができるものとする。

（特地勤務手当）

第10条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設（以下「特地施設」という。）に勤務するパートタイム職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

- 2 特地勤務手当の月額は、パートタイム職員に支給される時間給の月額に、特地施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第11条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行ったパートタイム職員には、当該勤務1時間につき、その者に支給される時間給(日給が支給されるパートタイム職員については、日給の額を7.75で除して得た額を基礎として算出した額とし、救急勤務医確保手当及び別府病院支援配置手当が支給される場合は、日給の額を7.75で除して得た額並びに救急勤務医確保手当及び別府病院支援配置手当の月額合計額を1月の所定労働時間数で除した額の合計額を基礎として算出した額とする。以下この条から第13条までにおいて同じ。)に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務したパートタイム職員には、当該勤務1時間につき、その者に支給される時間給に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) パートタイム職員就業規則第9条第4項及び第5項に規定する休日

(2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就業規則第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

3 第1項の場合において、パートタイム職員が行った時間外勤務のうち、当該勤務時間と当該勤務をした日における所定の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

第12条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行ったパートタイム職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、その者に支給される時間給に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第12条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えたパートタイム職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、その者に支給される時間給に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第13条 所定の勤務時間が深夜に割り振られたパートタイム職員には、その間に勤務した全時間(前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、その者に支給される時間給の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第14条 職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直

勤務細則（平成16年度九大就規第32号）第2条各号に定める宿日直の区分に応じて、次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

3 宿日直は、第11条から第13条までの勤務には含まれない。

（適用除外）

第15条 第7条第1号の規定により別表1の適用を受けたパートタイム職員及び第7条第2号の規定により別表2の適用を受けたパートタイム職員には、第9条の規定は適用しない。

2 第7条第3号の規定により別表3の適用を受けたパートタイム職員のうち、医員（特殊勤務医）及び医員（診療従事医）には、第8条、第9条（分娩従事手当を除く。）及び第14条の規定は適用しない。

3 第7条第3号の規定により別表3の適用を受けたパートタイム職員のうち、医員には、第11条第3項の規定は適用しない。

4 第7条第8号の規定により別表7の適用を受けたパートタイム職員には、第8条、第9条、第10条及び第14条の規定は適用しない。

（個別契約）

第16条 九州大学特命教授規程（平成16年度九大規程第33号）で定める特命教授その他この規程により難い者については、個別の契約により定める。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日までに国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の時間雇用職員としての雇用期間が満了した職員で、同年4月1日に本学のパートタイム職員として雇用されるものの時間給については、第7条各号の規定にかかわらず、同条第8号に規定する算式に準じて算出した額とする。

3 第3条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当は、当該事業年度の分を3月21日（ただし、その日がパートタイム職員就業規則第9条第4項に規定する休日にあたる場合は、当該日の直前の休日でない日）に支給する。

4 第9条に規定する特殊勤務手当として、別表7に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
救急診療手当	九州大学病院で診療業務に従事するパートタイム職員が、	休日（8時00分から18時00分ま	13,570円 1回

	休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	で) 夜間 (18時00分から8時00分まで)	18,659円	
分娩従事手当	九州大学病院で診療及び看護業務に従事するパートタイム職員が、分娩に係る業務に従事したとき。	医師 (当該分娩に従事する者2名まで) 助産師 (当該分娩に従事する者2名まで)	3,000円 2,000円	1 分娩

(2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門研修医指導手当	九州大学病院で診療業務に従事するパートタイム職員が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1 事業年度

(3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
周産期医療従事者指導手当	九州大学病院で診療及び看護業務に従事するパートタイム職員が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	医師 50,000円 助産師、看護師 30,000円	1 事業年度

附 則 (平成16年度九大就規第49号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大就規第20号)

(施行期日)

第1条 この規定は、平成18年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(基本給についての経過措置)

第2条 平成18年3月31日 (以下「施行日前日」という。) に雇用期間が満了したパートタイム職員のうち、施行日にパートタイム職員として雇用され、第7条第7号の規定により時間給の額を算出される者で、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる額により、同号の規定を適用する。

- (1) 施行日において医療職基本給表適用職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額が、施行日前日において平成17年12月1日に施行した国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程 (平成17年度九大就規第8号。以下「平成17年度施行職員給与規程」という。) を適用したものとみなした場合の基本給月額 (以下「平成17年度改正後基本給月額」という。) に達しない者 平成17年度改

正後基本給月額

- (2) 施行日以後において医療職基本給表適用職員として採用した場合に受けることとなる基本給調整額の調整基本額が、施行日前日において平成17年度施行職員給与規程を適用したものみなした場合の調整基本額に達しない者 改正後の規定による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは切り捨てた額)を加えた基本給調整額

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

附 則 (平成18年度九大就規第26号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大就規第10号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大就規第17号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大就規第13号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大就規第26号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第9号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第39号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大就規第11号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大就規第17号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大就規第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(基本給月額についての経過措置)

第2条 平成27年3月31日(以下「施行日前日」という。)に雇用期間が満了したパートタイム職員のうち、施行日にパートタイム職員として雇用され、この規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程第7条第8号の規定により時間給の額を算出される者で、施行日において医療職基本給表適用職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額が、施行日前日における国立大学法人九州大学職員給与規程を適用したものとみなした場合の基本給月額(以下「平成26年度改正後基本給月

額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、平成26年度改正後基本給月額により同号の規定を適用する。

附 則 (平成27年度九大就規第12号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第18号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第31号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大就規第33号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則 (平成30年度九大就規第30号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大就規第35号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大就規第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月4日(以下「適用日」という。)から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程別表7に掲げる特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当(②及び③の勤務の内容に係るものに限る。)については、適用日から当分の間、支給する。

附 則 (令和2年度九大就規第25号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

(一時金支給の適用規定)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程第2条第3項の規定は、令和3年1月1日以降に一時金の支給の対象となる業務に従事した者から適用する。

附 則（令和 2 年度九大就規第 4 7 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大就規第 1 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 4 年 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（時間給についての経過措置）

第 2 条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程別表 6 の適用を受けるパートタイム職員で、施行日以後引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程（以下「新規程」という。）別表 6 の適用を受けるものについては、施行日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、新規別表 6 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年度九大就規第 4 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（時間給についての特例）

第 2 条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程（以下「新規程」という。）別表 7 の適用を受けるパートタイム職員のうち、新規別表 7 により難い者については、施行日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間、新規別表 7 の規定にかかわらず、その業務内容及びその者の経験年数等に応じて、次の各号に定める時間給の適用を受けることができる。

(1) 授業を担当する者（第 2 号及び第 3 号に定める者を除く。）

区 分	時間給
大学卒業後の経験年数が 2 0 年以上の者	6, 4 6 0 円
大学卒業後の経験年数が 9 年以上 2 0 年未満の者	5, 4 7 3 円
大学卒業後の経験年数が 9 年未満の者	4, 4 7 6 円

(2) 留学生センターにおいて、留学生に対し授業を担当する者

区 分	時間給
短期留学プログラムを担当する者（日本語教育を除く）	6, 4 6 0 円
上記以外の者	4, 4 7 6 円

(3) 客員講座又は連係講座において、客員教授又は客員准教授の称号を付与され、教育・研究指導を行う者

区 分	時間給
客員教授	8, 2 0 5 円
客員准教授	6, 4 8 0 円

附 則（令和 4 年度九大就規第 6 号）

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年度九大就規第 2 1 号）

この規程は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度九大就規第 3 4 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（別府病院支援配置手当の経過措置）

第2条 第9条の3の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に別府病院において採用された者についても適用する。この場合において、同条第3項中「別府病院における採用の日から」とあるのは「令和5年4月1日から別府病院における採用の日以後」と、「当該採用の日から」とあるのは、「令和5年4月1日から当該採用の日以後」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年度九大就規第10号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1 (第7条第1号関係)

号	時間給
	円
1	1, 400
2	1, 500
3	1, 600
4	1, 700
5	1, 800
6	2, 000
7	2, 100
8	2, 200
9	2, 300
10	2, 400
11	2, 500
12	2, 600
13	2, 700
14	2, 800
15	2, 900
16	3, 000
17	3, 100
18	3, 200
19	3, 300
20	3, 400
21	3, 500
22	3, 600
23	3, 700
24	3, 800
25	3, 900
26	4, 000
27	4, 300
28	4, 600
29	4, 900
30	5, 100
31	5, 200
32	5, 500
33	5, 800
34	6, 300
35	6, 400
36	6, 900
37	7, 500

備考 この表は、学術研究員及び特別教員の研究歴、学歴、経験年数、従事する研究内容等に応じて適用する。

別表2（第7条第2号関係）

号	時間給
	円
1	1, 100
2	1, 200
3	1, 300
4	1, 400
5	1, 500
6	1, 600
7	1, 700
8	1, 800
9	1, 900
10	2, 000
11	2, 100
12	2, 200
13	2, 300
14	2, 400
15	2, 500

備考 この表は、テクニカルスタッフの研究歴、学歴、経験年数、従事する研究支援業務の内容等に応じて適用する。

別表3（第7条第3号関係）

区 分	日給又は時間給
	円
医員	日給 12, 592
医員（特殊勤務医）	日給 21, 000
医員（診療従事医）	時間給 1, 625

別表4（第7条第4号関係）

採用年等	時 間 給	
	地域手当10% 相当給を含む	地域調整手当4% 相当給を含む
	円	円
1年目	1, 074	1, 016
2年目	1, 112	1, 051
3年目	1, 148	1, 085

4年目	1, 213	1, 147
5年目	1, 255	1, 187
知識、技術又は経験を有すると認められる者	1, 255	1, 187

備考 この表に掲げる地域手当の支給割合以外の支給割合の地域については、当該地域の支給割合を考慮し、決定することができる。

別表5（第7条第5号関係）

採用年等	時 間 給	
	地域手当10% 相当給を含む	地域調整手当4% 相当給を含む
	円	円
1年目	1, 096	1, 036
2年目	1, 133	1, 072
3年目	1, 178	1, 114
4年目	1, 217	1, 150
5年目	1, 253	1, 185
技能又は経験を有すると認められる者	1, 253	1, 185

備考 この表に掲げる地域手当の支給割合以外の支給割合の地域については、当該地域の支給割合を考慮し、決定することができる。

別表6（第7条第6号関係）

採用年等	時 間 給	
	地域手当10% 相当給を含む	地域調整手当4% 相当給を含む
	円	円
1年目	942	890
2年目	967	914
3年目	995	940

4年目	1, 0 2 7	9 7 1
5年目	1, 0 5 7	1, 0 0 0

備考 この表に掲げる地域手当の支給割合以外の支給割合の地域については、当該地域の支給割合を考慮し、決定することができる。

別表7（第7条第8号関係）

イ 授業を担当する者

区 分	時間給
授業を担当する者（ロ及びハに定める者を除く。）	円 6, 0 0 0

ロ 留学生センターにおいて、留学生に対し授業を担当する者

区 分	時間給
短期留学プログラムを担当する者（日本語教育を除く）	円 6, 0 0 0
上記に定める者以外	4, 5 0 0

ハ 客員講座又は連係講座において、客員教授又は客員准教授の称号を付与され、教育・研究 指導を行う者

区 分	時間給
客員教授	円 8, 2 0 0
客員准教授	6, 5 0 0

別表8 特殊勤務手当一覧表(第9条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額		支給単位
高所作業手当	①農学部又は大学院農学研究院に所属するパートタイム職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	②①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③施設部に所属するパートタイム職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で宮繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	パートタイム職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属するパートタイム職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	①医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されているパートタイム職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	②パートタイム職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されているパートタイム職員(診療業務に従事する者を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円		1日
放射線取扱手当	①パートタイム職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円		1日
	②パートタイム職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該パートタイム職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)			
異常圧力内作業手当	①パートタイム職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間
		気圧0.3メガパスカルまで	560円	
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円	
	②パートタイム職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円	
		潜水深度30メートルまで	780円	
		潜水深度30メートル超	1,500円	

山上等作業手当	①パートタイム職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。 ②パートタイム職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	410円	1日		
		260円			
夜間看護等手当	パートタイム職員が、所定の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる看護業務に従事したとき。	深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円	1回	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円		
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円		
		上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。			
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円	1回	
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円		
通勤距離が片道10km以上	1,140円				
待機手当	病院別府病院で勤務するパートタイム職員(医療職基本給表を適用して時間給を決定された者に限る。)が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回	
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円		
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事するパートタイム職員(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回	
手術部看護手当	九州大学病院で勤務するパートタイム職員(医療職基本給表(二)を適用して時間給を決定された者に限る。)が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月	

備考1 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。

高所作業手当、爆発物取扱等作業手当及び種雄牛馬取扱手当

備考2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手術部において勤務しないこととなるときは、その月の手術部看護手当は、支給しない。